

**新たな
「山形県行財政
改革推進プラン」**

骨子（案）

＜目 次 ＞

第1章 本県の行財政改革に係る基本認識

1	これまでの行財政改革の取組み	1
2	県行財政を取り巻く現状と課題	1
(1)	社会経済情勢の動向	1
(2)	行政ニーズの多様化・高度化と住民意識の変化	2
(3)	引き続き厳しい財政状況	2
3	政府の助言通知	2
4	行財政改革の必要性	2
	本県の行財政改革に係る基本認識	3

第2章 新たな行財政改革推進プランの基本的考え方

1	行財政改革推進プランの基本的位置付け	4
2	取組みの視点	4
(1)	県民参加による県づくりの推進 ～多様な主体との連携・協働による地域の力の結集～	4
(2)	県民視点に立った県政運営の推進 ～情報発信力の強化と透明性の向上～	4
(3)	自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり ～限られた行財政資源で最大効果の発揮～	4
3	推進期間	5
4	推進体制	5
5	プランの見直し	5
	新たな「山形県行財政改革推進プラン」の基本的考え方	6

第3章 行財政改革の取組内容

第1 県民参加による県づくりの推進

～多様な主体との連携・協働による地域の力の結集～

1	県と市町村との連携・協働	7
(1)	地方創生に向けた県と市町村との連携・協働	7
(2)	市町村の自主的な行政運営への支援	7
2	県民・N P O・企業・大学等との連携・協働	8
(1)	県民・N P O等との連携・協働	8
(2)	企業・大学等との連携・協働	8
(3)	地域の多様な主体による河川等の維持管理	8
3	民間活力の活用	8
(1)	民間移譲	8

(2) 民間委託	9
(3) 指定管理者制度	9
(4) 地方独立行政法人制度	9
(5) 公民連携（P P P）・民間資金等の活用による公共施設等の整備等（P F I）	9

第2 県民視点に立った県政運営の推進

～情報発信力の強化と透明性の向上～	10
1 県内外への積極的な情報発信	10
(1) 県内外への情報発信力の強化	10
2 県民との対話を重視した県政運営	10
(1) 県民との対話重視と県民の声の的確な把握	10
3 県政運営の透明性の確保	11
(1) 情報公開・情報開放	11
(2) 統一的な公会計の整備・公表	12
4 県民の期待に応える信頼性の高い県政運営	12
(1) 法令遵守等の徹底	12
(2) 県政推進に向けたP D C Aサイクルの実施	13
(3) 業務効率化の推進・県民利便性の向上	13
(4) 公共調達制度の改善	14
(5) 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進	14
5 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実	14
(1) 事前防災・減災等のための多様な主体との連携・協働	14
(2) 危機対応力の強化	15

第3 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり

～限られた行財政資源で最大効果の発揮～	16
1 県民のための県庁づくり	16
(1) 責任感を持って、自分で考え行動する意欲あふれる人づくり	16
(2) 職員の能力を最大限に引き出す人材活用	16
(3) 簡素で効率的な組織機構の実現	17
2 持続可能な財政基盤の確立	18
(1) 歳入の確保	18
(2) 歳出の見直し	19
(3) 健全な財政運営	20
(4) 県有財産の総合的な管理運用	20
(5) 地方公営企業における経営改善の推進	21
(6) 公社等の見直し	21
■用語集	23

第1章 本県の行財政改革に係る基本認識

1 これまでの行財政改革の取組み

本県では、平成 7 年 12 月策定の「山形県行財政改革大綱」以来、7 次にわたって大綱・プランを策定し、様々な行財政改革の取組みを推進してきたところであり、一定の成果をあげてきた。

○ 知事部局一般会計の職員数について、「山形県行財政改革大綱」等により職員数削減の取組みを始めた平成 9 年度から平成 28 年 4 月までの間に約 22.8%、1,197 人の削減を行うなど、簡素で効率的な体制づくりを進めてきた。

また、職員給（知事部局一般会計）については、職員数削減に加え、管理職手当の削減や退職手当の引下げ等の取組みを行い、ピークの平成 13 年度と比して、平成 28 年度（当初予算）で約 23.7%、約 80.5 億円を削減した。

○ 県債残高については、臨時財政対策債及び補正予算債を除く、県が実質的に負担する残高は、平成 15 年度をピークに縮減を図り、平成 27 年度（決算）では、平成 15 年度比で約 2,280 億円削減するなど、持続可能な財政基盤の確立に取り組んできた。

直近の 7 年間（前プラン及び前々プラン）では、

○ 知事部局（一般会計）の職員数は、平成 20 年 4 月から平成 28 年 4 月までの間に約 11.3%、516 人の削減を行った。職員給については、同じ期間で、約 32.7 億円を削減した。

県が実質的に負担する県債残高は、平成 20 年度から平成 27 年度にかけて、約 1,688 億円を削減した。

○ さらに、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減など徹底した歳出の見直しを行うとともに、歳入面では、県有財産の売却やふるさと納税など多様な財源の確保に努めた。また、「山形県職員育成基本方針」や「山形県県有財産総合管理基本方針」を策定したほか、総合支庁の見直しをはじめ不断の見直しに取り組んできた。

2 県行財政を取り巻く現状と課題

（1）社会経済情勢の動向

○ 少子高齢化を伴う人口減少が加速しており、地域の経済や医療・福祉、地域コミュニティ、県の財政等の様々な分野で、本県の将来に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

- 製造業を中心に国際競争が激化する一方、政府における海外誘客や農産物輸出に係る施策の推進もあり、社会経済のグローバル化が本県経済に大きな影響を及ぼすようになっている。
- 情報通信技術（ＩＣＴ※）の急速な発達・普及により、インターネットの利用が一般化するとともに、スマートフォンの利用も拡大するなど、情報発信・入手手段の多様化が進んでいる。
- 少子化対策や労働力確保が社会全体の課題となる中、多様な人材の能力発揮に向けて、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性の活躍推進が社会的要請となっている。

（2）行政ニーズの多様化・高度化と住民意識の変化

- 地方創生の取組みや多発する自然災害等を踏まえた安全・安心対策をはじめ、行政ニーズの多様化・高度化が進行している。
- 住民同士が互いに助け合う「共助」や社会貢献に関する意識の高まりが見られ、社会貢献活動の担い手となるN P O※法人も年々増加している。

（3）引き続き厳しい財政状況

- 県財政は、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、今後も財源不足が見込まれ、引き続き厳しい状況が想定されるところである。

3 政府の助言通知

「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月閣議決定）を踏まえ、平成27年8月に、総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（以下、「助言通知」という。）が発出された。

助言通知は、厳しい財政状況下においても、引き続き効率的・効果的に公共サービスを提供するため、民間活力の活用や取組状況の公表を通して更なる業務改革を促すなど、行政サービスの「質」の向上に主眼を置いた内容となっている。

4 行財政改革の必要性

本県を取り巻く社会経済情勢の変化、多様化する行政ニーズ、厳しい財政状況等に的確に対応していくためには、これまで積み重ねてきた改革の成果を踏まえながら、限られた行財政資源で最大効果を発揮するため、これまで以上に効果的・効率的な施策の展開と質の高い行政サービスの提供を図っていく必要がある。

このため、政府の助言通知で示された内容に十分留意しつつ、県民参加による県づくり、県民視点に立った県政運営、自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくりの視点を持って、行財政運営の全分野について引き続き不断の見直しを行っていく。

本県の行財政改革に係る基本認識

～これまでの主な取組み、県行政を取り巻く現状と課題、政府の助言通知、他道県の状況～

I 山形県行財政改革推進プラン（推進期間：H25～H28）に基づく主な取組み～これまでの改革の成果～

○県民参加による県づくりの推進

～多様な主体との連携・協働～

◇県民、NPO等との連携・協働

◇企業等との連携・協働

◇市町村との連携・協働

◇減災の視点からの

災害時の連携・協働

*指定管理者制度の導入
(導入率 79.8%、
節減効果 ▲70 億円
H18～H27 累計)

成果

○県民視点に立った県政運営の推進

～県政運営の信頼性・質の向上～

◇県民との対話型県政の推進

◇県政運営の透明性の確保・信頼性の確保

◇地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進

成果

○自主性・自立性の高い県政運営を支える

～基盤づくり～簡素で効率的な県庁づくり～

◇県民のための県庁づくり

*「職員育成基本方針」の策定 (H27.1)

*「総合支庁の見直し」を決定 (H28.4～連携支援室の設置等)

◇持続可能な財政基盤の確立

*職員数の削減 (▲516人 H20～H28)

*職員給の削減 (▲32.7億円 H20～H28)

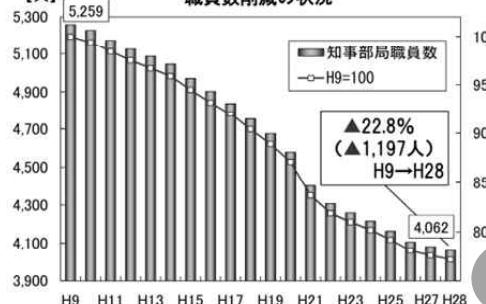
*県債残高(実質負担分)の縮減
(▲1,688億円 H20～H27)

*県有財産売却等(歳入確保)
(+28億円 H20～H27 累計)

*ふるさと納税(歳入確保)
(+3億円 H20～H27 累計)

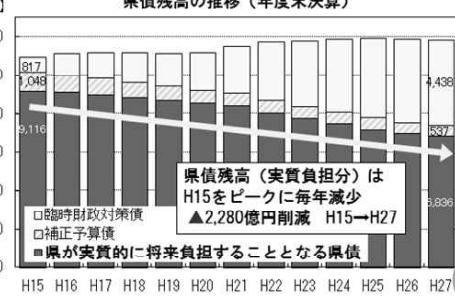
成果

【人】 職員数削減の状況



成果

【億円】 県債残高の推移(年度末決算)



成果

II 県を取り巻く現状と課題

■社会経済情勢の動向

- 少子高齢化を伴う人口減少の加速化
- 社会経済のグローバル化の進展
- 情報通信技術の急速な発達・普及
- ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に係る社会的要請

■行政ニーズの多様化・高度化と住民意識の変化

- 地方創生や安全・安心対策をはじめ、行政ニーズが多様化・高度化
- 「自助・共助・公助」や社会貢献に関する意識の変化

■引き続き厳しい財政状況

III-1 政府の助言通知

[H17～H21] 集中改革プラン

*政府の要請を踏まえた数値目標(定員削減等)による行革推進

[H22～] 自主的・主体的な行革

*政府の要請なし(自主的に計画・方針を定めて行革を推進)

[H27～] 地方行政サービス改革

*骨太方針2015を踏まえた政府の助言通知『地方行政サービス改革の推進に関する留意事項』(H27.8)に基づく取組みを推進

➡ 民間活力の活用、取組状況の公表

～『量』から『質』の改革へ～

《助言通知の概要》

> 量的な削減に触れることなく、行政サービスの質を向上させる取組みを促す内容に

1 行政サービスのアウトソーシング等の推進

→ 民間委託の推進、指定管理者制度の活用、情報通信技術を活用した業務の見直し等

2 情報システムのクラウド化の拡大

3 公営企業・三セク等の経営健全化

4 財政マネジメントの強化

→ 統一的な基準による地方公会計の整備促進、公営企業会計の適用の推進等

5 公民連携(PPP)・民間資金等の活用による公共施設等の整備等(PFI)の拡大

III-2 他道県の状況

●直近2年間に策定された行革プランのうち、定員削減の数値目標を設定していない道県は75% (15/20団体)

Iの成果を踏まえ、II・IIIの動向に的確に対応していくため、引き続き『行財政改革』の取組みが必要

第2章 新たな行財政改革推進プランの基本的考え方

1 行財政改革推進プランの基本的位置付け

本県の将来ビジョンである「自然と文明が調和した理想郷山形」の実現に向か、新たな短期アクションプランに沿って、「第3次山形県総合発展計画」を着実に推進するため、これまで積み重ねた改革成果を踏まえるとともに、本県を取り巻く社会経済情勢や厳しい財政状況等に的確に対応し、必要な行政サービスを効果的・効率的に提供できるよう、行財政運営の全分野について不斷の見直しを行い、改革を進めていく。

2 取組みの視点

(1) 県民参加による県づくりの推進

～多様な主体との連携・協働による地域の力の結集～

- 人口減少社会が進展する中、地方創生に向けて、適切な役割分担の下、県と市町村との連携・協働を推進するとともに、市町村の自主的な行政運営への支援を行う。
- 県政や地域の課題の解決に向けて、県民・N P O ・企業・大学等の多様な主体との連携・協働を進め、地域の力を結集した取組みを推進する。
- 民間の能力やノウハウを活かし、より質の高い行政サービスの提供を推進する。

(2) 県民視点に立った県政運営の推進

～情報発信力の強化と透明性の向上～

- 県政への信頼と理解を深め、山形の魅力をより広く知ってもらうため、県内外への情報発信力の強化を図る。また、県民との対話を推進するとともに、県政運営の透明性を確保するため、情報公開等の取組みを推進する。
- 県民の期待に応える信頼性の高い県政運営に向けて、法令遵守等の徹底や業務の効率化・県民利便性の向上、公共調達制度の改善等を推進する。
- 大規模災害等から県民の生命と財産を守るため、多様な主体と連携した減災※等の取組みや県における危機対応力の強化を推進する。

(3) 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり

～限られた行財政資源で最大効果の発揮～

- 責任感と行動力を持ち、県民とともに“活力ある山形県”を創っていく職員の育成を進めるとともに、新たな行政課題に的確に対応すると同時に、簡素で効率的な組織機構を実現する。
- 自主性・自立性の高い県政運営を行っていくため、歳入の確保と歳出の見直しの徹底等を図ることにより、持続可能な財政基盤を確立する。

3 推進期間

平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間

4 推進体制

知事を本部長とする「山形県行財政改革推進本部」を中心に、全ての職員が目的を共有しながら、組織をあげて着実に推進する。

取組みの推進にあたっては、県民の声や県議会の意見を聞くとともに、第三者で構成する「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」から評価と助言を得ながら推進する。

5 プランの見直し

推進期間中における社会経済情勢等の変化に迅速かつ的確に対応するため、必要に応じて、このプランの見直しを行う。

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の基本的考え方

県民一人ひとりが喜びと幸せを実感できる
「自然と文明が調和した理想郷山形」の実現

第3次山形県総合発展計画・短期アクションプラン

◎プランの基本的位置づけ [推進期間 平成29年度～平成32年度]

第3次山形県総合発展計画を着実に推進するため、これまで積み重ねた改革成果を踏まえるとともに、本県を取り巻く社会経済情勢や厳しい財政状況等に的確に対応し、必要な行政サービスを効果的・効率的に提供できるよう、行財政運営の全分野について不斷の見直しを行い、改革を進めていく。

第1 県民参加による県づくりの推進 ~多様な主体との連携・協働による地域の力の結集~

◎県と市町村との連携・協働

- 地方創生に向けた
県と市町村との連携・協働
- 市町村の自主的な行政運営
への支援
(中核市移行に向けた支援)

◎県民・NPO・企業・大学等との連携・協働

- 県民・NPO等との
連携・協働
- 企業・大学等との
連携・協働

◎民間活力の活用

- 民間移譲
- 民間委託
- 指定管理者制度
- 地方独立行政法人制度
- 公民連携等

第2 県民視点に立った県政運営の推進

～情報発信力の強化と透明性の向上～

◎県内外への積極的な情報発信

- 県内外への情報発信力の強化

◎県民との対話を重視した県政運営

- 県民との対話重視と県民の声の的確な把握

◎県政運営の透明性の確保

- 情報公開・情報開放
- 統一的な公会計の整備・公表

◎県民の期待に応える信頼性の高い県政運営

- 法令遵守等の徹底
- 県政推進に向けたPDCAサイクルの実施
- 業務効率化の推進・県民利便性の向上
- 公共調達制度の改善
- 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進

◎県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実

- 多様な主体との連携・協働
- 危機対応力の強化

第3 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり

～限られた行財政資源で最大効果の発揮～

◎県民のための県庁づくり

- 責任感を持って、自分で考え行動する意欲あふれる人づくり
- 職員の能力を最大限に引き出す人材活用
- 簡素で効率的な組織機構の実現

◎持続可能な財政基盤の確立

- 歳入の確保
- 歳出の見直し(適正な定員管理)
- 健全な財政運営(県債残高の減少)
- 県有財産の総合的な管理運用
- 地方公営企業における経営改善の推進
- 公社等の見直し

◎社会経済情勢の動向

- 少子高齢化を伴う人口減少の加速化
- 社会経済のグローバル化の進展
- 情報通信技術の急速な発達・普及
- ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に係る社会的要請の高まり

◎住民ニーズの多様化と住民意識の変化

- 地方創生の取組みや安全・安心対策をはじめ、行政ニーズが多様化
- 「自助・共助・公助」や社会貢献に関する住民意識の変化

◎引き続き厳しい財政状況

- 社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移するなど、今後も厳しい見通し

●政府の助言通知(H27.8)

～地方行政サービス改革の推進に関する留意事項～
(民間活力の活用、取組状況の公表)

第3章 行財政改革の取組内容

第1 県民参加による県づくりの推進

～多様な主体との連携・協働による地域の力の結集～

社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズに的確に対応するとともに、「やまがた創生」を力強く推進していくため、市町村をはじめ、県民、NPO、企業、大学等、多様な主体との連携・協働を進め、地域の力を結集した県民参加による県づくりを推進する。

1 県と市町村との連携・協働【重点】

(1) 地方創生に向けた県と市町村との連携・協働

- ◎ 人口減少社会が進展する中、地方創生に向けて、適切な役割分担の下、県と市町村との連携・協働を推進する。

① 県と市町村との連携・協働の推進 【新】

- 「やまがた創生総合戦略」（平成27年10月策定）に位置付けられた県と市町村の連携事業を中心に、県と市町村との連携・協働を推進

② 総合支庁（連携支援室）と市町村との連携・支援の推進 【新】

- 地域課題の解決に向けて、総合支庁（連携支援室）と市町村との連携・支援をより一層推進

③ 課題や情報の共有、検討や協議の推進

- 市町村長会議等の有効活用

(2) 市町村の自主的な行政運営への支援

- ◎ 市町村が、広域連携や権限移譲など様々な選択肢から最適な手法で自主的に取り組んでいけるよう支援を展開する。

① 広域連携の推進

- 専門性の高い業務やICT関連業務（自治体クラウド※の導入を含む。）をはじめとした、事務処理の共同化を促進
- 定住自立圏※や連携中枢都市圏※等の市町村間連携に向けた取組みに対して、積極的な助言・支援を実施

② 事務・権限移譲の推進

- 「山形県事務・権限移譲推進プログラム」（平成28年度内に改定予定）に基づき、県から市町村への事務・権限移譲を推進

③ 市町村の創意工夫による施策展開への支援

- 「市町村総合交付金制度※」について、弾力的な運用ができるよう、対象事業の追加・見直しや制度設計の見直しを実施

④ 山形市の中核市*移行に向けた支援 【新】

- ・ 山形市における円滑な中核市移行（目標：平成 31 年 4 月）を支援

2 県民・NPO・企業・大学等との連携・協働

(1) 県民・NPO等との連携・協働

- ◎ NPO等の活動基盤の充実・強化を図りつつ、県政や地域の課題の解決に向けて、県民・NPO等との連携・協働を推進する。

① 県民・NPO等との連携・協働の推進

- ・ 「やまがた社会貢献基金*」を活用した事業や県とNPO等との協働事業を通して、県民・NPO等との連携・協働を推進

② NPO等の活動基盤の充実・強化

- ・ 「やまがた社会貢献基金」による支援や認定NPO法人*化の促進を図るとともに、中間支援組織*や企業等と連携し、活動基盤を充実・強化

(2) 企業・大学等との連携・協働

- ◎ 企業や大学等の持つ資源や知識を活かした地域課題解決のための取組み等、企業や大学等との多様な連携・協働を推進する。

① 企業等との連携・協働の推進

- ・ 企業等との協定締結による相互連携や、県事業への企業等の参画・協賛を推進

② 大学等との連携・協働の推進

- ・ 大学等との協定締結による研究開発や人材育成、人材確保等の取組みを推進

(3) 地域の多様な主体による河川等の維持管理

- ◎ 地域住民や企業など地域の多様な主体が行う、河川・道路・海岸に係る環境保全・清掃美化活動等を推進する。
 - ・ 「ふるさとの川愛護活動支援事業*」や「マイロードサポート事業*」等により、活動に対する支援を実施

3 民間活力の活用

- ◎ 民間の能力やノウハウを活かし、より質の高い行政サービスを提供するため、県民サービスの維持・向上の視点、費用対効果、地域の活性化などを総合的に考慮しながら、民間への委託等を引き続き推進していく。

また、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成 27 年 8 月総務大臣通知）を踏まえ、民間委託の実施状況や指定管理者制度*の導入状況等について、県ホームページにおいて公表する。

(1) 民間移譲 <助言通知>

- ・ 公の施設について、引き継ぎ県が保有する必要性を常に検証するとともに、運営を希望する事業者がいる場合は、サービス水準の維持向上に留意しつつ、民間移譲を検討

(2) 民間委託 <助言通知>

- ・ 「民間等委託推進方針」（平成 17 年 7 月策定）に基づき、他県の先進事例等も踏まえつつ、協働の視点に立ったアウトソーシングを推進

(3) 指定管理者制度 <助言通知>

- ・ 直営の公の施設について、指定管理者制度の活用可能性を幅広く検討
- ・ 指定管理者制度導入施設について、サービスの質の向上を図るため、モニタリングを通じた所管部局による管理運営状況の分析・検証を徹底

(4) 地方独立行政法人制度※ <助言通知>

- ・ 地方独立行政法人について、設立の目的に沿って、効果的・効率的な業務運営がなされるよう、目標による管理と評価を適切に実施

(5) 公民連携（P P P※）・民間資金等の活用による公共施設等の整備等（P F I※）

<助言通知>

- ・ P P P 及び P F I の手法について、公共施設整備等の際に、「山形県公民連携及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る手法を導入するための優先的検討方針（仮称）」（平成 28 年度内に策定予定）に基づき導入を検討

第2 県民視点に立った県政運営の推進 ～情報発信力の強化と透明性の向上～

県民の県政への信頼と理解を深め、山形の魅力をより広く知ってもらうため、県内外への情報発信力の強化を図る。また、県民との対話や県政運営の透明性確保に向けた情報公開等の取組みを推進するとともに、法令遵守等の徹底や業務の効率化・県民利便性の向上、危機管理機能の充実等を図り、県民の期待に応える、県民視点に立った県政運営を推進する。

1 県内外への積極的な情報発信 【重点】

(1) 県内外への情報発信力の強化

◎ 県民の県政への理解と参加を促進するため、「県民向け」に県政情報を積極的に発信するとともに、山形の魅力をより広く知ってもらうため、「国内外・県内外向け」に効果的に情報発信していく。併せて、情報の受け手（ターゲット）の視点に立った“伝わる”情報発信を進めることで、県行政の「質」の向上に繋げていく。

* 「県民向け」の積極的な情報発信

県政への理解と参加を促進するため、県民に分かりやすい情報発信や報道機関への情報提供等を積極的に推進

* 「国内外・県内外向け」の効果的な情報発信

2020 東京五輪等の開催や、やまがた創生の推進等を見据え、次の4年間は、特に、山形の魅力をより広く知ってもらうため、国内外・県内外に戦略的・効果的な情報発信を推進

① 戰略的な情報発信の展開 【新】

- ・ 情報発信の意義や、「県民向け」・「国内外・県内外向け」などターゲットや目的に応じた効果的・効率的な情報発信のあり方、県としての情報発信力の向上に向けた対応など、戦略的な情報発信を推進するための方向性を整理した基本指針（ガイドライン）を策定
- ・ 全庁を挙げた情報発信に係る推進体制を整備（広報戦略調整会議※の有効活用など）
- ・ 職員一人ひとりが「広報パーソン」であるとの意識及び発信力の向上を図るため、情報発信に関する研修の充実や職場内での意識付けの推進

② 効果的な情報発信の推進

- ・ 様々な広報媒体の活用、情報の鮮度維持や内容充実、発信手段の多様化、PR活動の強化等を通じて、県政情報の発信や本県の魅力の発信等を効果的に推進

* 県広報誌、県政テレビ、県ホームページ、動画、メールマガジン、ソーシャルネットワーキングサービス※（ツイッター、フェイスブック等）の活用

報道機関への情報提供、民間・大学・関係団体と連携した情報発信

トップセールス、山形ブランド特命大使※など戦略的プロモーションの推進

2 県民との対話を重視した県政運営

(1) 県民との対話重視と県民の声の的確な把握

◎ 県民との対話と県民視点を大切にする「県民第一主義」の下、県民の声を幅広くかつ的確に把握し、県政運営や各部局等における施策展開に反映する。

① 県民との対話の推進

- ・ 「知事と語ろう市町村ミーティング※」、「知事のほのぼの訪問※」、「知恵袋委員会※」の開催等、知事等と県民各層との直接対話を推進
- ・ 職員による出前講座や施設見学会を推進

② 県民の声の把握と組織全体での共有

- ・ 「県政アンケート調査※」等を通じて、県の施策に関する県民意識やニーズを的確に把握
- ・ 県民からの意見等について、県庁（県民相談窓口）、各総合支庁（総合案内窓口）、県政直行便※、県ホームページ等を通じて幅広く受け付け、対応状況について、県ホームページで公表のうえ、職員間で情報を共有

③ 意見公募（パブリック・コメント※）の推進

- ・ 県民が積極的に利用できるよう、「パブリック・コメント手続に関する指針」（平成 23 年 1 月改正）に基づき、県ホームページでの実施予告や報道機関への資料提供、意見募集期間の確保等、適正な運用を推進

④ 住民参画（パブリック・インボルブメント※）の推進

- ・ 公共事業の計画策定にあたって、住民が計画段階から参画する「パブリック・インボルブメント」を実施し、地域住民の意見を適切に反映

⑤ 審議会等委員の幅広い選任

- ・ 「審議会等の設置・運営に関する指針」（平成 23 年 12 月改正）や「山形県男女共同参画計画」（平成 28 年 3 月策定）等に基づき、重複及び長期就任の見直しや、女性、若者（20 歳代及び 30 歳代）、公募委員の積極的な起用を推進

3 県政運営の透明性の確保

（1）情報公開・情報開放 <助言通知>

◎ 行政資料・情報の迅速かつ適切な公開・公表を推進することにより説明責任を果たし、県行政の透明性を確保する。

① 情報公開の推進

- ・ 「山形県情報公開条例」に基づき、県が保有する公文書を請求に応じて適切に開示するとともに、行政情報センター及び総合支庁の総合案内窓口等における行政資料等の情報提供を適切に実施
- ・ 審議会の会議情報や県政推進に係る P D C A※の情報等、県政に関する情報を県ホームページ等で公開
- ・ 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成 27 年 8 月総務大臣通知）を踏まえ、民間委託の実施状況や指定管理者制度の導入状況等、本県の地方行政サービス改革の取組状況を県ホームページにおいて公表〔再掲〕 【新】

② 公共データの民間開放（オープンデータ※）の推進 【新】

- ・「山形県が保有するデータの二次利用推進に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月策定）に基づき、県ホームページ上の「山形県オープンデータカタログ」の公開データを拡大・充実

③ 公共事業評価の推進

- ・「山形県公共事業評価実施要綱」（平成 25 年 4 月改正）に基づき、各段階（事前、事業中、事後）の評価について、「山形県公共事業評価監視委員会」（外部有識者で構成）の意見を聴取するとともに、評価結果を公表

（2）統一的な公会計※の整備・公表 <助言通知>

- ◎ 固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による地方公会計の整備等を通じて、県民に分かりやすい決算情報の提供に努める。
 - ・「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月総務大臣通知）を踏まえ、統一的な基準による財務諸表を作成・公表（平成 29 年度～）【新】
 - ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の状況や、歳入歳出決算や各種財政指標等の状況と分析に関する情報（「財政状況資料集」）を整理・公表

4 県民の期待に応える信頼性の高い県政運営

（1）法令遵守等の徹底

- ◎ 確実で適正な事務執行を確保するとともに、個人情報保護の適正な運用を行うなど法令遵守等を徹底する。

① 県民の信頼確保に向けた公務員倫理の徹底

- ・職員の法令遵守や、職務専念義務の意識を徹底（山形県職員服務規程（平成 24 年 4 月最終改正））
- ・職員の倫理保持を徹底（山形県職員倫理規程（平成 22 年 4 月最終改正））

② 確実で適正な事務執行の確保

- ・「事務の適正な執行に向けた緊急プログラム」（平成 20 年 8 月策定）及び関連する事務処理の適正化に関する各種通知を周知徹底し、日常の業務にしっかりと定着させるための取組みを組織的に推進
- ・地方自治法の改正の動向も踏まえつつ、事務処理の適正さを確保する上でのリスクを評価し、自らコントロールする「内部統制」のあり方を検討 【新】

③ 情報資産※の適正な管理 【新】

- ・「山形県情報セキュリティポリシー」（平成 28 年 3 月改定）に基づき、県が保有するパソコンや電磁的記録媒体、情報システム及びこれらで取り扱う情報等の情報資産を適正に管理するとともに、情報システムをサイバー攻撃等の脅威から守る対策を推進

④ 個人情報保護制度の適正な運用

- ・個人情報の取扱いに関する実務研修会や全庁的な総点検等を通じて、「山形県個人情報保護条例」に基づく適正な運用を推進

⑤ 暴力団排除の徹底

- ・ 「山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱」（平成 24 年 7 月策定）に基づき、県の事務事業における暴力団の排除を徹底

(2) 県政推進に向けた P D C A サイクルの実施

- ◎ 総合発展計画を推進するため、各部局長等による主体的な部局運営を中心としながら、全庁横断的な取組みを効果的・効率的に推進するための P D C A サイクル（Plan（計画策定）→Do（実施）→Check（検証）→Action（見直し）のサイクル）を実施する。
- ・ 施策レベル、事務事業レベルの評価・検証を行い、県ホームページで公表
 - ・ 評価・検証結果について、適切に予算編成に反映

(3) 業務効率化の推進・県民利便性の向上 <助言通知>

- ◎ 事務処理に要する時間の短縮と経費の縮減を図るため、業務の簡素・効率化を進めるとともに、事務手続きの簡素化を一層推進し、県民利便性の向上を図る。

① 業務プロセスの再構築（B P R[※]）・情報通信技術（I C T）の活用等による業務の見直し

- ・ 事務事業全般にわたって、B P R の手法を活用した業務フローの見直しや I C T の活用等を通じた業務の効率化を推進
- ・ 業務全般にわたるきめ細かな改善を進めるとともに、「無駄を省く」という意識の下、職員が勤務時間内に業務が終了するよう、資料作成や調査業務等の見直しを行うとともに、事務の厳選を行うなど、事務作業の見直しを推進（職員の自主的・主体的な取組みを促す職場づくり運動や職員提案制度を推進）
- ・ 事務事業の見直しや改善について、部局長のマネジメントの下、部局内で検討する取組みを進め、業務量の縮減（時間外勤務の縮減）を推進〔再掲〕

② 事務手続きの簡素化・県民利便性の向上

- ・ 県への申請書類の簡素化（様式・添付書類の簡素化、押印廃止等）を推進
- ・ 電子申請システム「やまがた e 申請」の周知を図るとともに、住所変更等の定例的な手続きやイベントの申込み等の受付け、施設の予約等、更なる業務での利活用を推進

③ 情報システムの全体最適化

- ・ 「山形県情報システム全体最適化計画（第 4 次）」（平成 28 年 3 月策定）に基づき、基盤統合やクラウドサービス[※]の活用等を通じて、県の情報システム全体のコストの適正化や業務の効率化を推進
- ・ 業務再構築を伴う大規模システム開発について、「事務効率化推進委員会」（部局長等で構成）において、その妥当性を検証

④ 公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）[※]の推進

- ・ 公共事業支援統合情報システムにより、公共事業に関する情報を電子化し、一連の業務（積算、入札・閲覧、発注、支出）の効率化を推進

(4) 公共調達制度の改善

◎ 建設工事及び物品購入等の公共調達に係る入札契約制度について、公平性と競争性の確保に加え、品質と価格の適正を考慮しつつ、県民経済の発展への寄与を目的とした制度への改善を進める。

① 建設工事等に係る入札契約制度の改善

- ・ 「山形県公共調達評議委員会」（外部有識者で構成）における制度の改善に関する調査審議を踏まえ、品質確保や過度な低入札への対策等、社会情勢の変化等に応じて、適時適切な改善を実施

② 物品購入等に係る「地元調達運動」の推進

- ・ 「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」（平成 21 年 12 月決定）に基づき、物品購入や業務委託等における県内企業への受注機会の拡大（「地元調達運動」）を推進
- ・ 物品購入において、「県産品愛用運動※」に沿った県産品活用を推進

(5) 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進

◎ 地域の実情に合った行政サービスの提供を実現するため、政府における地方分権改革の動きを踏まえ、国からの権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等に積極的かつ適切に対応する。

① 国から地方への権限移譲の推進

- ・ 本県の実情に即した施策を主体的・積極的に行えるよう、「提案募集方式※」や「手挙げ方式※」を活用し、国からの権限移譲を推進

② 条例制定権の拡大に伴う適切な対応

- ・ 法令による義務付け・枠付けの見直しによる条例制定権の拡大を受け、本県の実情に合致した条例の制定など、法令等による新たな動きを踏まえた適切な取組みを推進

5 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実

◎ 大規模災害等から県民の生命と財産を守るため、「事前防災及び減災等のための山形県強靭化計画」（平成 28 年 3 月策定）等に基づき、多様な主体と連携した減災等の取組みや県における危機対応力の強化を推進する。

(1) 事前防災・減災等のための多様な主体との連携・協働

① 市町村との連携・協働の推進

- ・ 地域防災力の強化に向けて、自主防災組織の育成・強化や災害時要配慮者避難支援対策等を支援
- ・ 市町村と連携した各種防災訓練を実施するとともに、県と市町村による防災対策に係る合同研修を開催

② N P O ・企業等との連携・協働の推進

- ・「山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会※」の活動を通して、大規模災害時に「山形県災害ボランティア支援本部※」や「市町村災害ボランティアセンター※」が円滑に設置・運営できる体制を整備
- ・大規模災害時の物資調達や役務の提供等に係る企業等との応援協定について、実施体制の整備及び見直し、訓練等を通じて実行性を確保するとともに、新たな協定の締結を検討

③ 広域連携の推進

- ・他県等との相互応援協定や「山形県災害時広域受援マニュアル」（平成 28 年度内に策定予定）について、定期的な情報交換や訓練等、実効性確保に向けた取組みを推進

（2）危機対応力の強化

① 県の業務継続計画（B C P）※の策定等

- ・「山形県庁舎業務継続計画（地震災害編）」（平成 26 年 9 月策定）や「総合支庁業務継続計画」（平成 28 年 2 月又は 3 月策定）等について、訓練等を通じて計画の定期的な点検を行うとともに、必要な修正を実施
- ・「山形県 I C T － B C P 策定ガイドライン」（平成 26 年 3 月策定）に基づき、所管課で運用している業務システム等に係る B C P の策定を推進

② 職員の危機管理能力の向上

- ・研修や訓練等を通じて、職員の危機管理に関する意識や対応力を強化
- ・「危機管理確認週間」を設定し、各所管業務のマニュアルを定期的に点検するとともに、具体的な想定に基づく訓練を実施

③ 災害時等における効果的な情報発信

- ・県が開設する防災関係のホームページ「こちら防災やまがた！」や「山形県河川・砂防情報システム」等において、防災情報を適時適切に発信
- ・防災行政無線やラジオの緊急放送、データ放送、緊急速報メール等、県民に対する情報伝達手段の多様化を推進

第3 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり ～限られた行財政資源で最大効果の発揮～

「やまがた創生」に向けて、限られた行財政資源で最大効果を発揮する、自主性・自立性の高い県政運営を推進するため、それを支える人材育成や、簡素で効率的な組織機構の構築を進めるとともに、持続可能な財政基盤を確立する。

1 県民のための県庁づくり

(1) 責任感を持って、自分で考え行動する意欲あふれる人づくり

- ② 今後の山形県の発展に向けて、責任感と行動力を持ち、県民とともに“活力ある山形県”を創っていく職員を育成する。

① 職員の意識や組織風土の改革

- ・ 職員研修や職場内での対話を通じて、職員一人ひとりに、「県民視点」、「現場主義」、「対話重視」の3つの基本的な姿勢を定着
- ・ 職員の自主的・主体的な取組みを促す職場づくり運動や職員提案制度を推進

② 多様な人材育成方策の実施

- ・ 県民ニーズに的確に対応できる職員の育成に向け、「山形県職員育成基本方針」（平成27年1月策定）に基づき、
 - 民間等との交流研修及び職員の政策形成能力や専門性を高める研修
 - 職位毎に必要とされる能力（職務遂行能力及び組織マネジメント能力）の開発・向上のための研修
 - 人事評価制度等を活用した職場内での人材育成
- 等の多様な人材育成方策を実施

(2) 職員の能力を最大限に引き出す人材活用

- ② 職員の能力や実績を活かした人材活用を行うとともに、職員が明るく元気に働く職場づくりを推進する。

① 職員の士気を高める人材活用と働きやすい職場づくり

- ・ 人事評価制度の実施を通じて、職員の意欲と能力の向上を図るとともに、職員の能力や実績を活かした人材活用を推進
- ・ 「山形県特定事業主行動計画」（平成28年3月策定）に基づき、子育て・家庭生活と仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）ができる職場環境づくりのための全般的な取組みを推進するとともに、多様な働き方が可能となるよう服務制度を充実
- ・ 「職場におけるセクシュアルハラスメントの防止等に関する指針」（平成11年4月策定）及び「職場におけるパワーハラスメントの防止等に関する指針」（平成26年4月策定）等に基づき、ハラスメントの防止を推進
- ・ 「職員のこころの健康づくりの指針」（平成28年4月改正）や「ストレスチェック制度※」に基づき、職員のメンタルヘルス対策を推進

② 女性職員等の活躍の場の更なる拡大

- ・ 「山形県庁版 女性職員ロールモデル※集」の作成や研修等を通じて、女性職員がキャリアビジョンを持つための意識啓発を推進
- ・ 職位に応じた能力開発を図り、個々の女性職員の能力・意欲やキャリアを踏まえ、多様な施策部門や管理職への積極的な登用を推進

(3) 簡素で効率的な組織機構の実現

⑤ 限られた行財政資源の下で、新たな行政課題や多様化する県民ニーズに的確に対応すると同時に、簡素で効率的な組織機構を実現するため、下記の4つの観点から、組織体制や組織運営のあり方を検討し、必要な体制整備を行っていく。

① 新たな行政課題等に的確に対応できる組織体制の整備

- ・ 「やまがた創生」の実現をはじめ、直面する多くの県政課題に的確に対応できるよう、必要な組織体制を整備

② 地域課題に的確に対応するための総合支庁の体制整備

- ・ 『「総合支庁の見直し』について』(平成28年3月)を踏まえて実施した見直しを検証しながら、市町村支援への重点化や本庁との適切な役割分担の観点から、必要な組織体制を整備
- ・ 山形市の中核市移行(目標:平成31年4月)を踏まえて、村山総合支庁及び関係公所の体制を見直し

③ 必要な県民サービスを確保していくための組織体制や組織運営のあり方の検討

- ・ 出先機関について、社会経済情勢の変化を踏まえ、業務の必要性や集約化、民間のノウハウの活用、市町村との連携等の観点から各種の検証を行いながら、組織体制や組織運営のあり方を検討し、必要な見直しを実施
- ・ 公の施設について、引き続き県が保有する必要があるか否かを常に検証するとともに、県民サービスの向上と、より効果的・効率的な運営を図る観点等から、指定管理者制度の適切な運用及び導入を推進

運営を希望する事業者がいる場合は、サービス水準の維持向上に留意しつつ、民間移譲を検討

- ・ 現業業務について、県行政が担うべき役割や県民サービスの確保に留意しつつ、業務及びその執行体制のあり方を検討

④ 効率的な事務処理体制を目指した不断の見直し

- ・ 当初予算編成と併せた事務事業の見直し・改善により、事務事業の再構築と組織・人員体制の見直しを一体的に検討
- ・ 県の機関内に事務局を置いている任意団体や審議会等の見直し(廃止・統合等)を推進

2 持続可能な財政基盤の確立

(1) 歳入の確保

- ◎ 県税収入の確保をはじめ、ふるさと納税制度の活用や「やまがた社会貢献基金」への寄付の促進を図るなど、自主財源の確保に努める。

① 県税収入の確保

◇ 市町村との連携強化

- ・ 「山形県地方税徴収対策本部」や各総合支庁税務課単位の地域協議会による、県・市町村職員向け研修会や市町村への助言等を実施
- ・ 各地域協議会において、個人住民税に係る滞納事案の解決手法を検討する「滞納検討会」を開催し、共同催告や共同徴収等、県と市町村が連携した滞納整理を実施
- ・ 「納税推進強調月間」において、自主納税の推進及び広報・啓発活動を強化

◇ 滞納整理の強化

- ・ 自動車のタイヤロックをはじめとした動産の差押えや、インターネット公売等を積極的に実施
- ・ 「滞納整理強調月間」において、集中的な滞納整理を実施

◇ 納税環境の整備

- ・ 「自動車保有関係手続のワンストップサービス※」の新システムの稼働に併せて、法人県民税及び法人事業税の電子納税について検討
- ・ 口座振替（自動車税、法人事業税）、コンビニエンスストア納付（全税目）、インターネットによるクレジット納付（自動車税）の利用を促進

② 未収金対策の推進

- ・ 「山形県未収金対策本部」が中心となって、未収金対策の総括的な進行管理を行い、未収金発生の未然防止と発生直後の早期回収に努めるとともに、回収の可能性に応じた具体的な取組みを推進
- ・ 担当職員の職務遂行能力の向上に取り組むとともに、状況に応じ、債権回収会社や弁護士法人等を活用

③ 受益者負担の適正化

- ・ 行政サービスに対する受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料について、毎年度検証のうえ、適正な見直しを実施

④ 多様な財源の確保

- ・ ふるさと納税、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）、「やまがた社会貢献基金」の寄附を促進
- ・ 県の広報媒体等への企業広告の掲載を推進
- ・ 自動販売機設置場所貸付やネーミングライツ※等、県有財産の有効活用を推進
- ・ 外部資金を積極的に活用
- ・ 基金、特別会計資金を有効活用

(2) 歳出の見直し

- ◎ 持続可能な財政運営を進めるため、職員一人ひとりのコスト意識を徹底し、組織をあげて、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減等、歳出の見直しを徹底するとともに、義務的経費の一つである人件費の適正管理に努めていく。

① 徹底した歳出の見直しと一層の選択と集中

◇ 事務事業の見直し・改善

- ・ 部局長のマネジメントの下、職員が現場の実態等を踏まえ、自らの問題意識で事務事業の見直しや改善の提案を行い、その提案を部局内で検討したうえで、予算編成に反映
- ・ その際、スクラップ・アンド・ビルトの徹底による歳出の見直しとともに、組織・人員体制と並行した業務量の縮減（時間外勤務の縮減）も推進
- ・ 主な見直し・改善の成果等については、「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」の評価を受けるとともに、県ホームページで公表

◇ 行政経費の節減、事務の効率化の徹底

- ・ 「山形県環境保全率先実行計画（第4期）」（平成28年2月策定）に基づき、省エネルギー・節電、ペーパーレス等の取組み（行政経費の節減）を推進
- ・ 資料作成・調査業務等の見直しや事務の厳選など、事務作業の見直しを推進（職員の自主的・主体的な取組みを促す職場づくり運動や職員提案制度を推進）〔再掲〕

② 人件費の適正管理

- ・ 適正な定員管理、給与管理により、総人件費の増加を抑制

◇ 適正な定員管理

持続可能な財政基盤の確立のため、これまでの行革の取組みを後退させることなく、引き続き簡素で効率的な組織機構の実現に向けて不断の見直しを行う。

このため、県が業務を行っている各分野において、民間活力の活用を検討しながら、行政サービス提供主体の多様化等による組織機構の構造的な見直しを推進していく。

一方、人口減少対策や災害対応、「やまがた創生」の実現等、本県を取り巻く新たな行政課題についても的確に対応していく必要がある。

以上のことと踏まえ、定員管理については、スクラップ・アンド・ビルトを基本に、新たな行政課題に対しては見直しにより生み出した人員を必要性を厳選のうえ配置して対応することとし、限られた人材資源を「選択と集中」により有効に活用する。

なお、教育委員会、警察本部の特に配慮を要する教育、治安などの分野の現場機能に係るものについては、以下の点を踏まえて、別途、適正な定員管理に取り組むものとする。

○ 教育委員会

児童生徒数の減少や学校の統廃合を反映した、いわゆる「標準法」による教職員の定数及び「山形県教育振興計画」の推進等を踏まえた対応

○ 警察本部

警察法施行令に定められた警察官の定員の基準及び治安の維持のために必要な要員の確保

◇ 適正な給与管理

職員給与については、引き続き、人事委員会勧告を基本に、国や他県との均衡も考慮しながら適正な制度運用を行う。

(3) 健全な財政運営

② 持続可能な財政基盤の確立に向け、中長期的に将来負担を減少させるとともに、税収などの自主財源の確保を図っていくことを基本とした財政運営を行う。

① 財政の中期展望の作成

- ・ 毎年度の当初予算案決定時において、一般会計収支の中期的な見通しを試算し、財源不足額の解消のための検討指針となる「山形県財政の中期展望」を作成し、公表

② 調整基金取崩しの抑制と県債残高の減少

- ・ 調整基金の取崩しの抑制に努めるとともに、今後の社会資本整備や産業振興の必要性に留意しながら、プラン期間中において臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高の減少を推進
- ・ 臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営を政府に強く要望

③ 将来の税収増・歳出減につながる施策の推進

- ・ 緊縮財政だけでは将来の財源が確保できないことから、将来の税収増又は歳出減につながる施策の推進に向け、事務事業の見直し・改善等を通じた一層の事業の選択と集中を推進

(4) 県有財産の総合的な管理運用 <助言通知>

② 県有財産について、「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント※）基本方針」（平成 26 年 12 月策定）に基づき、経営的な視点で総合的に管理・活用していく。

① 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減

- ・ 県有施設（建築物）について、「山形県県有建物長寿命化指針」（平成 27 年 10 月策定）に基づき、施設毎に中期保全計画の策定を進め、計画的な予防保全※を推進
- ・ インフラ施設（橋梁や道路舗装、農業水利施設等）について、施設毎の長寿命化計画に基づき、予防保全管理・修繕による長寿命化や計画的な更新を推進
- ・ 県営住宅について、「山形県県営住宅長寿命化計画」（平成 22 年 11 月策定）に基づき、改善工事等を実施
- ・ 県有施設の維持管理コストの低減に向け、施設の維持管理に係る業務委託等の発注方法の改善や光熱水費等に係るベンチマー킹※の活用等を推進
- ・ 施設の適切な維持保全や長寿命化を計画的かつ効率的に推進するため、施設情報の一元的な管理体制を構築

② 県有財産の有効活用

- ・ 遊休施設や庁舎の空きスペース、敷地の民間等への貸し付けや転用等を推進
- ・ 県有財産の広告媒体としての有効活用を推進

③ 県有財産の総量縮小

- ・ 未利用県有地の売却を推進
- ・ 県有施設について、「施設アセスメント実施要領」（平成 28 年 4 月策定）に基づき、利用状況、管理効率、建物性能等の評価（アセスメント）を行い、計画的に施設の集約化、転用等を推進

（5）地方公営企業における経営改善の推進 <助言通知>

◎ 地方公営企業について、中期的な経営計画である「経営戦略」等を基に、経営改善に向けた取組みを推進する。

また、「公営企業会計の適用の拡大について」（平成 27 年 1 月総務大臣通知）を踏まえて、流域下水道事業※への公営企業会計適用に向けた取組みを推進する。

① 企業局における経営改善

- ・ 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月総務省公営企業三課室長通知）を踏まえて事業毎に策定する「経営戦略」（平成 29 年度策定予定）に基づき、経営基盤の強化を推進
- ・ 定員管理については、持続可能な経営を基本に、安全で安定したサービスの提供、企業局と市町村等の連携強化及び再生可能エネルギーを利用した発電の拡大等の課題を踏まえて、適正に対応

② 病院事業局における経営改善

- ・ 総務省の「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年 3 月）を踏まえて策定する新たな中期経営計画（平成 28 年度内に策定予定）に基づき、経営基盤の強化を推進
- ・ 定員管理については、地域の医療需要への対応と効率的な事業経営を踏まえて、適正に対応

③ 流域下水道事業への公営企業会計の適用

【新】

- ・ 流域下水道事業について、平成 32 年 4 月からの公営企業会計適用に向けた取組みを推進

（6）公社等※の見直し <助言通知>

◎ 「公社等に関する指導指針」について、政府の「第三セクター等の経営健全化に関する指針」（平成 26 年 8 月総務大臣通知等）を踏まえ、「公社等の経営健全化と地方創生に資する有効活用の両立」といった新たな視点を盛り込む形で全面改定（平成 28 年 3 月）したことを受け、公社等の将来的な方向性（廃止・存続）について総点検を実施するとともに、そこで整理された方向性に沿って、運営管理の適正化に取り組んでいく。

① 総点検の実施

【新】

- ・ 全面改定した「公社等に関する指導指針」に基づき、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて総点検を実施し、「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」による評価・検証を経て、各公社等のあり方を整理し、県ホームページで公表

② 「公社等見直し計画」による不断の見直し

- ・ 「公社等に関する指導指針」に基づき、公社等毎に「公社等見直し計画」を毎年度作成し、「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」から助言や意見を得たうえで、県ホームページで公表し、公社等の将来的な方向性（廃止又は存続）に沿った運営管理の適正化を推進
- ・ 「公社等見直し計画」について、社会経済情勢の変化に応じて、廃止の予定時期や経営の効率化等に向けた取組内容、さらには、公社等の将来的な方向性も含め、不断の見直しを実施

■用語集（本文中の「※」が付いている用語の解説）

I C T

Information and Communications Technology の略。インターネット等の情報通信技術のこと。

N P O

Non Profit Organization の略。民間非営利組織。特定非営利活動法人（N P O 法人）のほか、ボランティア団体や市民活動団体等の任意の社会貢献活動団体を含む。本プランにおいては、公益法人や公益を担う側面を持つ各種団体、例えば自治会や町内会等の地縁組織等を含む場合は、「N P O 等」と記載している。

減災

災害時において発生する被害を最小化するための取組み。「防災」が被害を出さない取組みであるのに対して、「減災」とはあらかじめ防げない被害の発生を想定したうえで、その被害を低減させていくこうとするもの。

自治体クラウド

地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組み。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。

定住自立圏

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成することを目的とした圏域のこと。本県では、山形定住自立圏（中心市：山形市）、庄内南部定住自立圏（中心市：鶴岡市）、庄内北部定住自立圏（中心市：酒田市）、新庄最上定住自立圏（中心市：新庄市）の4つの定住自立圏が形成されている。

連携中枢都市圏

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とした圏域のこと。本県では、平成28年度時点で、連携中枢都市圏の形成はなし。

市町村総合交付金制度

県単独補助金等の一部を統合化することで弾力的な運用を可能にし、市町村ごとの実情に応じた事業展開を可能にするとともに、市町村における補助金の申請事務だけでなく、県の補助金の交付事務についても軽減を図るという趣旨で、平成10年度に創設された制度のこと。

中核市

人口20万人以上の市の申出に基づき政令で指定される市。都道府県より、民生行政に関する事務、保健衛生行政に関する事務、環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務等の全部又は一部が移譲される。

やまと社会貢献基金

身近な地域の問題や社会的な課題を解決するために、N P O 等の社会貢献活動団体が取り組む事業を支援し、住み良い地域社会をつくることを目的に、平成20年度に県民・企業の寄付金と県の拠出金で造成した基金のこと。

認定N P O法人

N P O 法人のうち、経常収入金額に占める寄付金等収入金額の割合が20%以上であるなど、一定の基準を満たすことについて、所轄庁（都道府県又は指定都市）から認定を受けた法人のこと。認定N P O 法人への寄付者及び認定N P O 法人について、税制上の優遇措置が講じられる。

中間支援組織

N P O 等と県民、企業、行政等の間に立ち、多方面からN P O 等の活動を支援する組織。主な中間支援機能として、情報収集・発信、相談、人材育成、マネジメント能力の向上支援等がある。

ふるさとの川愛護活動支援事業

県と協定を締結した団体が実施する、県内の河川・海岸等を対象とした環境保全・清掃美化及び啓発等の環境保全のためのボランティア活動について、補助金の交付等により支援する事業のこと。

マイロードサポート事業

県と協定を締結した団体が実施する、道路の美化や歩道除雪の活動について、活動負担金の交付等により支援する事業のこと。

指定管理者制度

地方公共団体が設置する公の施設について、当該地方公共団体が指定する法人や団体（指定管理者）に管理を行わせる制度のこと。民間の能力やノウハウを施設の管理運営に活かすことにより、多様化する利用者ニーズへの対応、サービスの向上等を図ることをねらいとしている。

地方独立行政法人制度

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人のこと。本県関係では、山形県・酒田市病院機構、山形県公立大学法人、公立大学法人山形県立保健医療大学の3法人が設立されている。

P P P

Public Private Partnership の略。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

P F I

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

広報戦略調整会議

県の広聴広報事務について、政策広報及び県外向け広報などの効果的推進を図るため、広報幹事（各部局等の主幹課の副主幹）をもって構成する会議のこと。

ソーシャルネットワーキングサービス

サービスに登録している会員が互いに情報を交換できるインターネット上のサービスのこと。

山形ブランド特命大使

「山形ブランド」を確立し、山形の知名度アップや山形の価値向上を図るために、グローバル又はオールジャパンで活躍する方など情報発信力の高い方を「山形ブランド特命大使」に任命し、山形の魅力をまるごと国内外に発信していくもの。

知事と語ろう市町村ミーティング

知事が各市町村を訪問し、地域の課題や県政全般について直接県民の方々と意見交換する事業のこと。

知事のほのぼの訪問

知事が各分野において活動している団体やグループの方々の活動の現状や課題について話を聞く事業のこと。

知恵袋委員会

豊富な経験を有する方の知恵・知識を県政に反映するため、概ね65歳以上の県民の方々から、県政運営に関する意見を陳述いただく事業のこと。

県政アンケート調査

県民の生活と県政に対する県民のニーズ、意識などを把握し、今後の施策の企画立案並びに執行上の基礎資料とするために行うアンケート調査のこと。毎年度実施。

県政直行便

県庁舎をはじめ総合支庁や市町村の窓口等に受取人払いのはがきを設置し、広く県民から意見を聴取する取組みのこと。

パブリック・コメント

県の施策に関する基本的な計画等を立案する過程において、当該立案の内容その他必要な事項を県民等に公表し、これについて提出された県民等の意見を反映させる機会を確保するとともに、意見に対する県の考え方を公表する一連の手続きのこと。

パブリック・インボルブメント

公共事業の計画策定等において、地域住民が意見を表明できるような場を設け、寄せられた意見を計画に反映すること。

P D C A

Plan（計画策定）、Do（実施）、Check（検証）、Action（見直し）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

オープンデータ

二次利用可能なルールの下で、コンピュータプログラムが自動的にデータを再利用（加工、編集等）できる形で公開されるデータのこと。行政の透明性・信頼性の向上、国民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化という意義・目的の下で政府が推進している。

統一的な公会計

総務省が示した、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした「統一的な基準」に基づき作成する財務書類のこと。「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(H27.1 総務大臣通知)により、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成することが要請されている。

情報資産

パソコンやサーバ等の機器、電磁的記録媒体、ネットワーク、情報システム及びこれらで取り扱う情報（印刷した帳票及び文書を含む。）等であって、県が保有又は契約により使用等するもの。

BPR

Business Process Re-engineering の略。業務の効率性や生産性を改善するため、現在の仕事のやり方を抜本的に見直し、再構築すること。

クラウドサービス

コンピュータ資源（サーバ、アプリケーション等）について、利用者の要求に応じ、ネットワークを通じてサービスを提供する形態の総称。

公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）

公共事業に関する情報を電子化し、インターネット等のICT技術を用い、情報の共有・連携を図るシステムのこと。電子入札システム、電子閲覧システム、電子納品保管管理システム、建設事業情報総合管理システム等で構成。

県産品愛用運動

県民が県産品を知って、買って、使って、その良さを県外に発信していくこと、さらには県産品を購入することで、県内の生産の増加、雇用の場の確保、所得の増加、消費の拡大につながっていくという県内経済循環の輪の形成を目的とする運動のこと。

提案募集方式

個々の地方公共団体から、全国的な制度改正（地方に対する権限移譲・規制緩和）の提案を広く募る方式のこと。

手挙げ方式

権限移譲にあたり、個々の団体の発意に応じ選択的に移譲する方式のこと。

山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会

平常時から、災害に備えたボランティアやNPO間の横断的なネットワークを形成していくため、山形県社会福祉協議会や災害対応NPO、県等により設置された組織のこと。

山形県災害ボランティア支援本部

大規模災害時に、山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会構成団体により組織され、県内外のボランティアの誘導や県内外の災害支援NPOとの連携などを実施することにより、市町村災害ボランティアセンターの支援を行う組織のこと。

市町村災害ボランティアセンター

大規模災害時に、市町村や市町村社会福祉協議会等が、災害ボランティアと被災者のニーズの調整（コーディネート）等を行うために設置される組織のこと。

業務継続計画（BCP）

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報など利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。（BCP：Business Continuity Planの略。）

ストレスチェック制度

労働安全衛生法により事業者に実施が義務付けられた、社員（職員）の心理的な負担の程度を把握するための検査（「ストレスチェック」）及びその結果に基づく医師の面接指導の実施等を内容とする制度のこと。

ロールモデル

組織において、社員（職員）が目指したいと思う模範となる存在であり、そのスキルや具体的な行動を学んだり、模倣したりする対象となる人材のこと。

自動車保有関係手続きのワンストップサービス

自動車を保有するために必要な手続きと税・手数料の納付を、インターネットを使ってオンライン申請で一括して行うことを可能とするサービスのこと。政府では、平成 29 年度までに全国展開や対象手続きの拡大により抜本的に拡大するとしている。

ネーミングライツ

施設の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用する代わりに、施設命名権者（ネーミングスポンサー）からその対価を得て施設の管理運営に役立てるもの。

ファシリティマネジメント

県が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的に管理、活用すること。

予防保全

不具合の状態が深刻化する前に「予防的かつ計画的」に工事を行う保全方法のこと。建物や設備の性能を維持、向上しながら使用期間の延伸を図ることで、財政負担の平準化を計画的に進められる。

ベンチマー킹

各施設ごと、各費目ごとに使用量・金額のデータを比較することにより、他の施設が実践している最良の方法を学び、自らの向上に役立てること。同一条件下にある同種・同規模の施設同士の単位コストを比較の指標とする。

流域下水道事業

2市町村以上の区域の下水道を排除し処理する下水道のこと。管理主体は原則として都道府県。

公社等

資本金、基本金その他これに準ずるものとの県の出資（出えんを含む。）の割合が 25%以上の法人及びその他県行政と密接な関係があり県が特に運営管理の適正化を図る必要があると認める法人のこと。（＝「公社等に関する指導指針」による定義）

